

「富士見の納骨堂」業務申込書 (ご遺族お申込用)

この申込書は契約書、業務執行同意書となるものです。次頁以降の約款の内容をよく読んで、

太線内をもれなく記入、捺印ください。

私は「富士見の納骨堂」業務約款(次頁以降)に基づき本業務を申込みます

申 込 日 (フリガナ)	平成 年 月 日	(故人の性別) 1.男 2.女 (申込者から見た続柄)
本業務をお受けになれる方のお名前(故人のお名前)		
亡くなられた日と年齢	和暦 年 月 日 亡 (満 歳)	
戒名(既に授与されている場合) (フリガナ)		
お申込者のお名前		内面の右下にも押印
お申込者の住所 (マンション名まで)	〒 -	
	Eメールアドレス:	
お申込者電話番号	()	
	携帯電話	
お申込者に連絡のとれない場合の連絡先(親族・友人など同居していない方) 必須	お名前: 電話番号: 住所: 〒	携帯

お申込になる業務	西伊豆「富士見の納骨堂」への納骨・管理・永代供養
本業務の代金 お振込先 下記のいずれか ゆうちょ銀行払い込み口座 12330-3647671 宗教法人 安養寺(読み シュウキョウウツシ アソウジ) 南駿農協 西浦みかん支店 普通預金0042628 (宗)安養寺 佐藤達一 読み シュウ)アソウジ サウ タツ仔	専用骨壺の場合 ￥150,000- 大きな7寸骨壺の場合 ￥250,000- (上記いづれかを で囲む) 納骨時から5年間の管理費含む 6年目以降の管理費は別に@￥10,000- (5年間あたり・前払い)

(安養寺記入欄)

納骨式典の予定日 平成 年 月 日

上記の申込みを確かに承諾いたしました。

問い合わせ

平成 年 月 日

特約店

担当者

安養寺印

宗教法人 安養寺

宗教法人 安養寺 ホームページ <http://www.i-house.co.jp>

Eメールアドレス anyouji@ai.tnc.ne.jp

納骨 年 月 日

この約款の内容をよくお読みください。

西伊豆 「富士見の納骨堂」 業務約款 (ご遺族申し込み用)

業務提供事業者

(乙) 事業主体 宗教法人 安養寺

(静岡県沼津市内浦長浜 162)

電話 055 - 943 - 2364

第1条 (契約の申込み及び成立)

西伊豆「富士見の納骨堂」業務(以下、「本業務」という)の申込者(以下「甲」という)は、申込書の内容及び以下の条項を承諾の上、本業務の提供事業者の事業主体(以下「乙」という)に所定の手続きで申込みを行い、乙がこれを承諾することによって契約は成立します。

第2条 (本業務の内容)

1. 甲が申込を行ない、乙(宗教法人安養寺)が承諾書を送付したときから乙は「富士見の納骨堂」に甲(本業務をお受けになられる方)専用の納骨スペースを確保します。甲は、この納骨スペースを持つ権利を有し、この権利を他人に譲渡することはできません。
2. 甲より骨壺に納めて持参または送付された遺骨を、乙において納骨する分と残骨とに分け、前者を専用骨壺(高さ10.5cm、直径9.8cm)に納めます。
3. 乙(安養寺)は専用骨壺に納めた遺骨を納骨予定日に「富士見の納骨堂」(安養寺内に所在)に納骨し、以降50年間(ただし、管理費が支払われている期間)、收藏(安置)、管理し、毎年3~4回読経をするなど供養をいたします。なお、50年経過後または管理費が支払いされなくなったときは、5項の残骨と同じく合祀場所に埋葬し、以降永代に供養します。なお、納骨日までは乙が敬虔の念と万全の配慮をもって本堂位牌堂内などに保管し、供養をいたします。
4. 納骨時には安養寺の宗旨(時宗)に基づいて供養の式典を執り行います。
5. 残骨は乙が敬虔の念と万全の配慮をもって合祀場所に埋葬します。なお、送付された骨壺は返却しないものとします。
6. 上記2項の定めにかかわらず大きな7寸骨壺での收藏(安置)を希望されて本業務代金¥250,000(6年目以降の管理費含まず)を乙への振込みを完了された場合は、甲より持参または送付された骨壺のまま、またはその遺骨の全量を大きな専用骨壺に収納して、「富士見の納骨堂」に納骨します。
7. 送付された埋火葬許可証(原本)は乙(安養寺)において保管し、過去帳に記録します。
8. 納骨の式典終了後に、乙(安養寺)より永代供養証を甲に発行します。
9. 本業務は1霊位(甲より骨壺に納めて持参または送付された遺骨一体)を単位として提供するものです。ただし、ご夫婦2霊位分または親子2霊位分以上(1霊位分ずつの申込書)を同時に同一の申込者から申込された場合は、申込時のお申出により1霊位あたり25,000円を乙から納骨の翌月末に払戻しさせていただき、納骨堂内に並べて安置します。なお、この場合でも管理費については払戻しはありません。
10. 甲は、西伊豆「富士見の納骨堂」に参拝することができます。ただし、納骨堂内に立入ることはできません。
11. 「富士見の納骨堂」の映像とこの納骨堂から見える富士山、西伊豆の海、周辺の風景の映像をインターネットで毎日、24時間、乙が無償で配信し、甲または遺族、親族等はこの納骨堂に参拝しないときでも、家庭内のパソコンに映しだした画面に向かっていつでも参拝できます。
ただし、この映像の配信は、乙が永代に保証するものではありません。

第3条 (本業務の申込み等の手続)

1. 本業務には埋火葬許可証(原本)が必要となりますので有無を確認して下さい。
2. 甲は本業務の申込みにあたって、本業務代金の¥150,000(6年目以降の管理費含まず)を、なお大きな7寸骨壺を希望の場合は¥250,000(6年目以降の管理費含まず)を、すみやかに全額支払う(前払い)ものとします。代金の支払いは乙(安養寺)の指定する口座に払込む(振込む)方法で行うものとします。業務申込書は乙(安養寺)へ郵送するか、直接乙(安養寺)へ持参するか、特約店担当者へお渡しください。
3. 乙(安養寺)は、所定の手続きに従った申込みの完了後、申込みの承諾、不承諾の通知を送ります。承諾の通知は、業務申込書写の下段に宗教法人安養寺の「光照山安養寺」印を捺印したものを甲に送付することによります。乙が申込みを承諾しない場合には、前払い代金を甲に対してすみやかに返還するものとします。「光照山安養寺」印の捺印のない承諾書は無効です。

なお、乙が申込の承諾の通知を甲に送付した後は、甲は申込を取消することができないものとし、乙は受領ずみの本業務の代金を返還しないことを甲はあらかじめ承諾するものとします。

4. 甲は申込み承諾の通知を受け取った後、遺骨を骨壺に収納した状態で、埋火葬許可証(原本)と一緒に、乙(安養寺)に持参または送付するものとします。なお、届ける日については前もって乙(安養寺)の了解を得るものとします。この場合、運送費は甲の負担とし、乙は運送中の紛失、破損等の責任を負わないものとします。
5. 以上の所定の手続きの完了後、乙は第2条の業務を提供します。
6. 納骨時から6年目以降の管理費(5年間当り¥10,000)の甲からの支払はそれぞれ期間の始まる前までに乙(安養寺)の指定する金融機関の口座に振込む方法で行うものとします。なお、申込者の管理費支払のうっかり忘れに備えて、6年目以降の管理費を10年分でも45年分でも前払いすることもできます。
(但し、例えば5年経過後は遺骨を納骨堂内の骨壺から合祀場所に移して良い場合は6年目以降の管理費の支払は不要です。)

第4条 (申込みにあたっての留意事項)

1. 本業務においては、副葬品を納めることはできません。
2. 甲は本業務契約終了後は、法令及び本約款に定める場合を除いてご遺骨、骨壺及び埋火葬許可証(原本)の返却を求めることはできません。ただし、甲が墓地、墓石を求めて、そちらへ改葬(埋葬)するなどの事由による申出があったときは、第2条2項および5項により「**合祀場所に埋葬された残骨を除き、**」納骨時から25年間(ただし管理費が支払われている期間)に限り、発遣(魂抜き)供養料、納骨堂からのご遺骨の出骨作業料と送料を甲の負担として、乙は骨壺に納めた状態のご遺骨と埋火葬許可証(原本)を甲に返却します。この場合、乙は甲から受領ずみの代金、管理費は返金しないものとします。また、甲は受領ずみの永代供養証を乙(安養寺)に返送するものとします。
3. 代金の支払いがなされないとき、埋火葬許可証(原本)の引渡しが行なわれないとき、その他申込みが所定の手続きをふんでいない場合には乙は甲に対して甲の送料負担で遺骨を返送することができるものとし、これが甲に届かなかった場合には、乙においてこれを処分することができるものとします。
4. 甲と乙(安養寺)との間の檀家関係は本業務に含まれません。
5. お申込者の住所変更の際は乙に通知いただくものとします。(管理費の請求その他連絡のため。)
6. 第2条3項の定めのとおり管理費が支払いされなくなったとき、または納骨堂に納骨したときから50年経過後は、納骨堂内に収蔵している骨壺内の遺骨を合祀場所に移します。
7. お申込者からのお問合せは事業主体の宗教法人安養寺(〒410-0024 静岡県沼津市内浦長浜162 電話 055-943-2364)へお問合せ下さい。

第5条 (申込みの撤回)

甲が申込みを行ない、乙の承諾書を甲が受領した日から起算して8日を経過した以降は、甲は申込の撤回を行うことができないものとし、乙は受領した代金を返還しないものとします。

第6条 (免責事項)

天災、戦乱等乙の責めによらない事由による遺骨、骨壺等の滅失、損壊については乙はその責任を負わないものとします。

第7条 (訴訟管轄)

甲は、本業務提供契約に関して訴訟の必要を生じたときは、乙所在地を所轄する地方裁判所又は簡易裁判所を所轄裁判所とすることに同意します。

上記各条項の説明を受け、この約款に同意します。
(お申込者のお名前)